

共同実施事業管理委員会設置要綱

平成29年 9月 7日制定
令和3年2月17日最終改正

(設立目的)

第1条 東京都、国及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）（以下、これら三者を総称して「三者」という。）は、三者及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）に係る競技会場が所在する自治体が平成29年5月31日に合意した内容並びに三者が令和2年12月4日に合意した内容に基づき、東京大会の準備のため、組織委員会が、東京都、国等の関係者からの役割（経費）分担に応じ負担する資金を使用して実施する事業（以下「共同実施事業」という。）に関し、コスト管理・執行統制等の観点から、三者間において、組織委員会による各種取組等について確認の上、必要に応じて指摘を行うこと等により、共同実施事業の適切な遂行に資する管理を行うことを目的とする協議の場として、本要綱に定めるところにより、共同実施事業管理委員会（以下「本委員会」という。）を設立する。

(組織)

第2条 本委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 委員が別表に掲げる役職を離れた場合は、当該委員はその日をもって委員の職を退任するものとし、原則として、当該役職の後任者が委員長（次条第1項に規定する委員長をいう。次項において同じ。）の委嘱を受けて委員となるものとする。
- 3 委員長は、委員の変更があった場合は、その直後に開催される本委員会においてその旨を報告しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第3条 本委員会に委員長及び副委員長を置き、別表に掲げる者とする。

- 2 委員長は、本委員会の事務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長の職務を補佐する。また、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき、委員長の職務を代理する。

(招集)

第4条 本委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者を本委員会に参加させることができる。

(協議の対象)

第5条 本委員会では、次に掲げる事項について協議するものとし、これらに関する事情等につき委員に報告を求めて確認し、必要に応じて三者に対して指摘、助言等を行う。

- 一 共同実施事業の実施に係る基本的な方向について
- 二 共同実施事業に係る経費について
- 三 共同実施事業に係るコスト管理や執行統制の強化について
- 四 その他共同実施事業に関し必要なことについて

(作業部会)

第6条 本委員会の下部組織として、東京大会に係る競技会場が所在する地域（都道県）ごとに、当該地域内の共同実施事業について協議する作業部会（以下「自治体作業部会」という。）を設置するとともに、パラリンピック競技大会に係る共同実施事業について協議する作業部会（以下「パラリンピック作業部会」という。）及び新型コロナウイルス感染症対策作業部会（以下「新型コロナ作業部会」という。）を設置する（以下、自治体作業部会、~~及~~パラリンピック作業部会及び新型コロナ作業部会を総称して、単に「作業部会」という。）。

- 2 作業部会は、関係者からの推薦に基づき本委員会が指名する者で構成する。
- 3 作業部会に部会長を置き、本委員会の委員長が指名した者とする。
- 4 作業部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 5 作業部会は、隨時その協議状況等を本委員会に報告する。

(関係者の出席)

第7条 本委員会及び作業部会（以下「本委員会等」という。）は、必要があると認めるときは、議事に關係を有する者又は専門的識見を持つ者の出席を求めて、その意見を徵することができる。

(協議結果の尊重)

第8条 本委員会等において協議（必要に応じて行われた指摘等を含む。）が整った事項については、三者はその協議結果を尊重するものとする。

(会議の公開等)

第9条 本委員会等の会議は、原則、非公開とするが、後日、本委員会等の会議資料等を公開する。ただし、関係者等の秘密情報が含まれる資料については、当該関係者等の事前同意を得るものとする。

- 2 前項に定めるほか、会議の委員は、本委員会解散後であっても、本委員会等において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(本委員会等の運営に要する経費の負担)

第10条 本委員会等の運営に要する経費のうち、本委員会等の開催会場の設営に要する経費については、事務局が負担する。

2 本委員会等の運営に要する経費のうち、本委員会等の開催会場までの各委員等の交通費その他の旅費については、その所属先たる東京都、組織委員会、国、各自治体その他の関係機関それぞれが負担する。

3 前二項以外の経費（前項にかかわらず、同項に定める旅費のうち、第4条第2項又は第7条の規定により参加する者であって、これらに所属しないものに対する旅費を含む。）の負担については、三者（作業部会にあっては、その協議に参加する自治体を含む。）間で別途定める。

(事務局)

第11条 本委員会等の事務局事務は、三者が共同で行うものとし、事務局は組織委員会企画財務局に置く。

附則

本要綱は、平成29年9月7日から施行する。

附則

本要綱は、平成29年12月15日から施行する。

附則

本要綱は、平成30年5月9日から施行する。

附則

本要綱は、平成30年9月28日から施行する。

附則

本要綱は、平成30年12月14日から施行する。

附則

本要綱は、平成31年4月10日から施行する。

附則

本要綱は、令和元年7月23日から施行する。

附則

本要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附則

本要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附則

本要綱は、令和2年12月18日から施行する。

附則

本要綱は、令和3年2月17日から施行する。

(別表)

委員・委員長	東京都副知事 多羅尾 光睦
委員	東京都財務局長 潮田 勉
委員	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 中村 優治
委員	東京都政策企画局次長 横山 英樹
委員	東京都オリンピック・パラリンピック準備局次長 小池 潔
委員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官 藤原 章夫
委員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 植松 浩二
委員	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 河村 直樹
委員	スポーツ庁次長 藤江 陽子
委員・副委員長	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 山本 隆
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長 布村 幸彦
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ゼネラル・コーディネーション・オフィサー 小山 哲司
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会総務局長 手島 浩二
委員	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会企画財務局長 伊藤 学司